

物納制度の概要等について

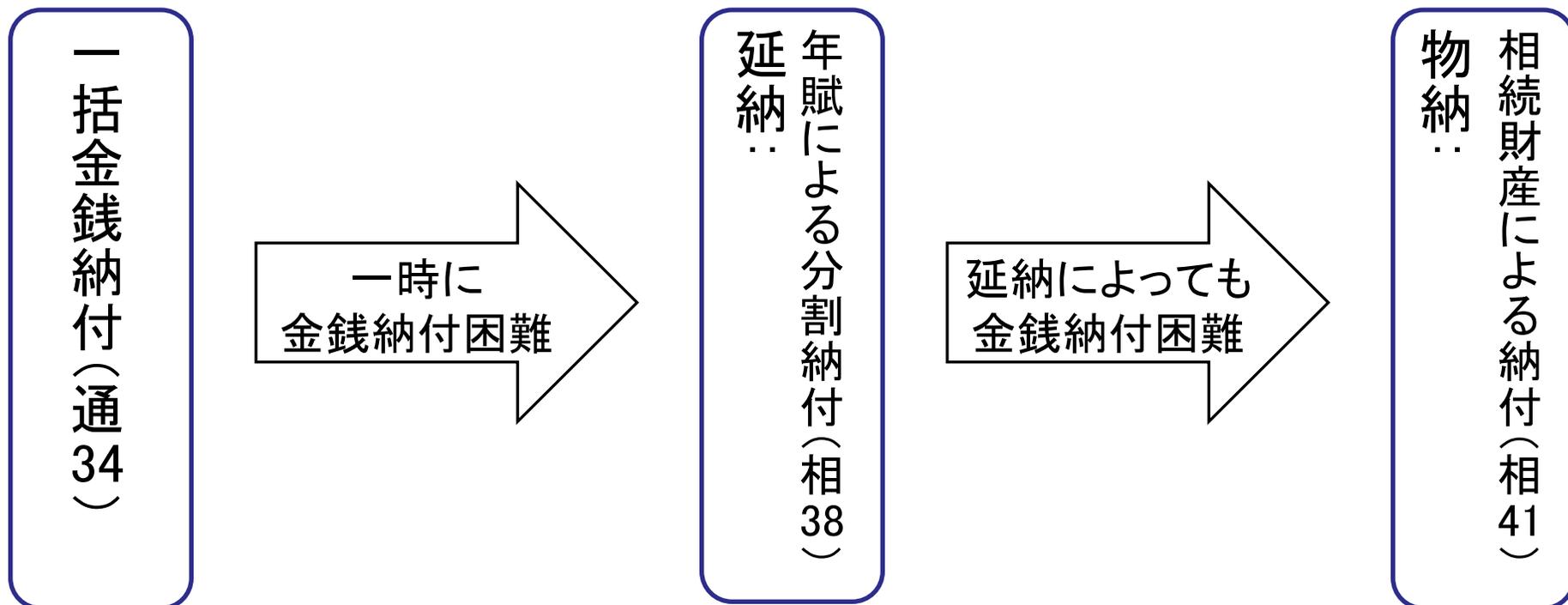
平成30年 8 月 7 日
国税庁

相続税の納付

○ 相続税の納付方法

- ①金銭による一括納付、②延納（年賦による分割納付）
- ③物納（相続財産による納付）

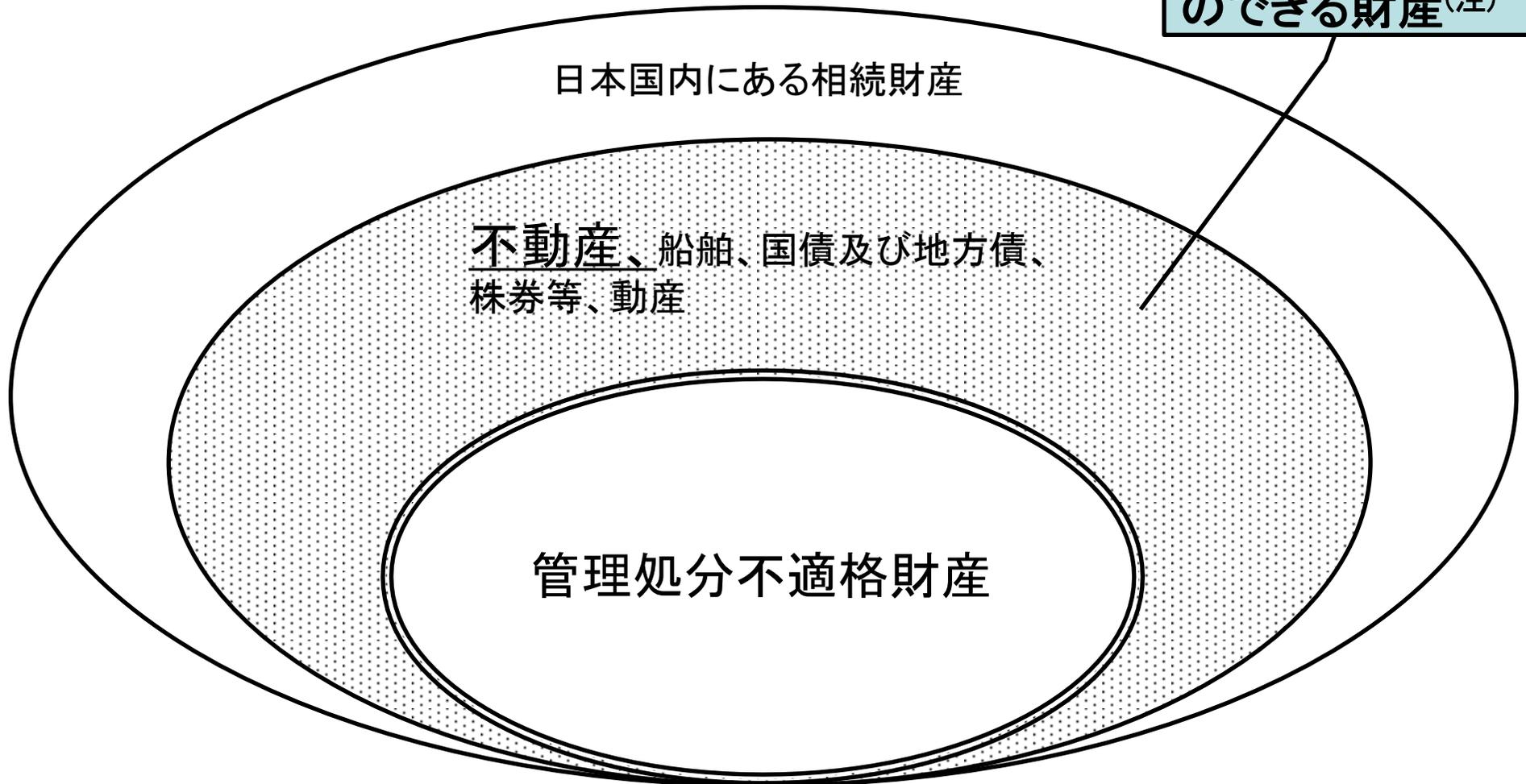
○ 納付方法の適用順



物納財産

○ 物納に充てることのできる財産(相41)

物納に充てること
のできる財産(注)



(注) 物納財産ではあるが他の財産に対して物納の順序が後れるもの(物納劣後財産)がある。

管理処分不適格財産(不動産)

○ 管理処分不適格財産:管理又は処分をすることに不適格なもの

	施行令	施行規則
1	担保権の設定の登記がされている不動産	・ 抵当権の目的となっている不動産 ・ 差押えがされている不動産
2	権利の帰属に争いがある不動産	・ 所有権の存否又は帰属に争いがある不動産
3	境界が明らかでない土地	・ 境界標の設置がされていないことにより、他の土地との境界を認識できない土地
4	隣接する不動産所有者と争訟によらなければ使用できない不動産	・ 隣接地の建物等が境界線を越える当該土地 ・ 使用収益権の契約内容が著しく不利な土地
5	他の不動産と一体として利用されている不動産等	・ がけ地、面積が著しく狭い土地又は著しく不整形な土地でこれらのみで使用困難な土地
6	管理又は処分に要する費用が過大になると見込まれる不動産	・ 廃棄物を除去しなければ通常使用できない土地 ・ 有害物質に汚染されている不動産
7	公序良俗を害するおそれのある不動産	・ 性風俗関連特殊営業の用に供されている建物 ・ 暴力団の事務所の用に供されている建物

※ 相続税法施行令第18条、同規則第21条(抜粋)

物納劣後財産(不動産)

○ 物納劣後財産:他の財産に対して物納の順序が後れるもの

	施行令
1	地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権等が設定されている土地
2	法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
3	現に納税者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地
4	劇場、工場、浴場などその維持又は管理に特殊技能を要する建物及びその敷地
5	建築基準法に規定する道路に2m以上接していない土地
6	法令の規定により建物の建築をすることができない土地
7	過去に生じた事件又は事故等の事情により、正常な取引が行われぬおそれのある不動産及びこれに隣接する不動産

※ 相続税法施行令第19条(抜粋)

物納(不動産)手続の流れ

